

公社へ提出する工事関係書類の押印廃止について

公益財団法人横浜市建築保全公社

1 押印を廃止する書類

公社へ提出する工事関係の書類について、下表以外の書類について押印を廃止します。

引き続き押印を必要とする書類	提出方法	押印の種類
打合せ議事録	持参・郵送	代理人印
工事目的物引渡書	持参・郵送	代表印
請求書	持参・郵送	代表印
前払金請求書	持参・郵送	代表印
事故報告書	持参・郵送	代表印
手直し報告書	持参・郵送	代表印
※ 副申書・建設発生土搬入申込書など、他機関の指定書式の場合は、必要に応じて押印のうえ監督員にご提出ください。		

2 運用開始日

令和4年7月1日以降に公社へ提出するものについて適用します。

但し、手直し報告書については令和4年12月1日以降に公社へ提出するものについて適用します。

3 書類の様式について

- ・ 押印を廃止する書類の新様式については、令和4年7月1日以降公社ホームページ「様式ダウンロード」に掲載します。
- ・ 手直し報告書は、検査時に公社の監督員が交付する手直し指示書の下段の手直し報告書に押印してください。

4 その他

- ・ 押印を不要とした書類については、メールでの提出が可能となりますが、従来どおり紙書類による提出もできます。
- ・ 完成図書は、従来どおり紙をファイリングして提出していただく必要があります。

<問合せ先>

公益財団法人横浜市建築保全公社

技術管理課 技術管理係 TEL 045-349-5217